

レポート 平均工賃に関するいくつかの論点について

1. 本レポートの論点

B型事業所の平均値は、週あたりの就労時間 22 時間、月額工賃 14,847 円であり、平均月額工賃を平均就労時間で割った 1 時間あたりの工賃は 169 円であった。それぞれの度数分布をみると週あたりの就労時間は 20～25 時間がかつとも多い。続いて 25～30 時間や 30～35 時間の階級が多く、この 3 つの階級で全体 63% を占める (図 1)。一方、月額工賃の分布では、10,000～15,000 円がかつとも多く、僅差で 5,000～10,000 円でもらび、上位 2 つと差が開いて 15,000～20,000 円が続く。この 3 つの階層で全体の 70% を占める (図 2)。

この 2 つの図を見比べると、就労時間では 20 時間から 35 時間のあたりに分布が固まっており、法定労働時間である 40 時間に近づいていこうとする傾向がみられる。一方、月額工賃では 5,000 円から 15,000 円に分布が固まり、一般的に障害者が障害者年金等な給付に加え自立した生活を営むために必要とされる金額として月額 30,000 円に向けて工賃向上を図っていこうとする傾向が、就労時間の分布と比べると弱く、むしろ平均値の手前で滞留しているような印象を受ける。

図 1 就労時間の分布

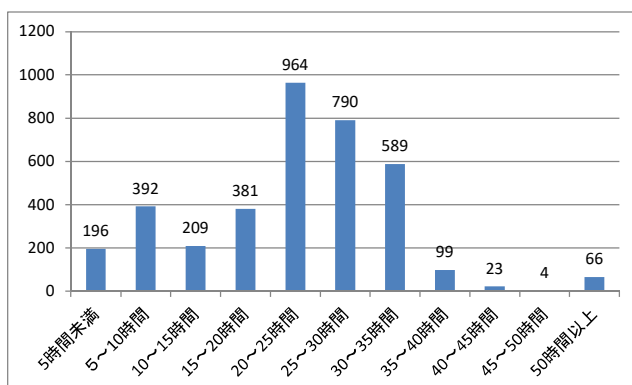
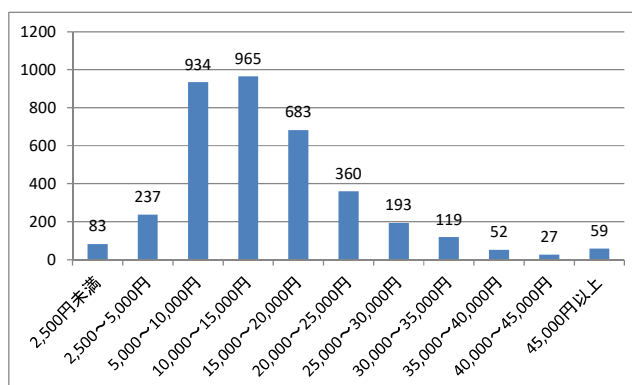
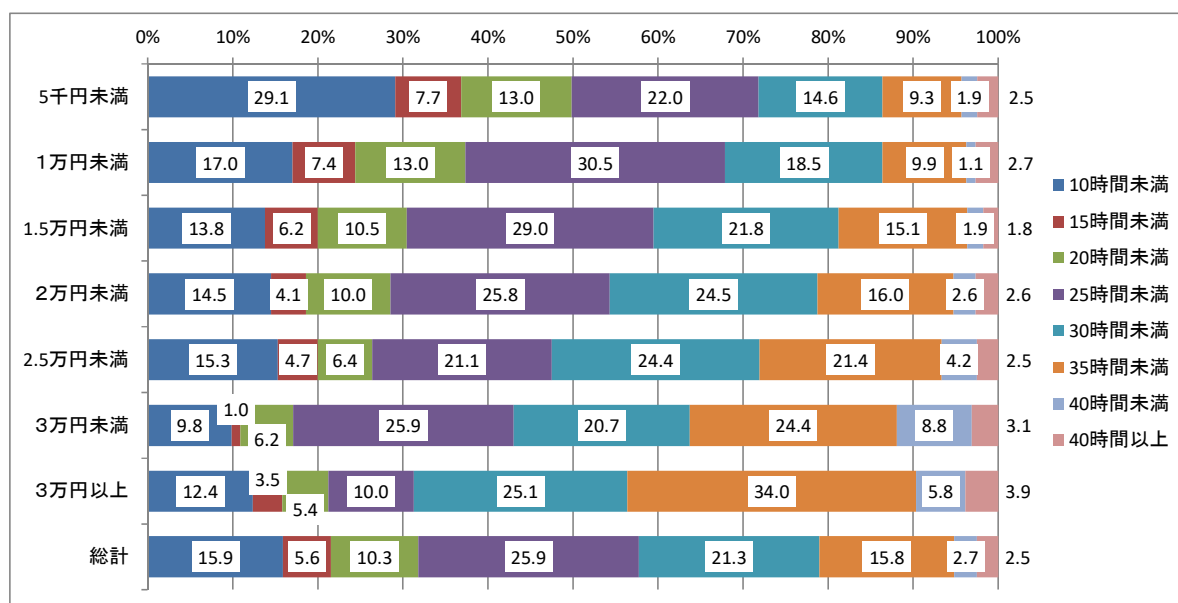


図 2 月額工賃の分布



この 2 つの指標をクロス集計したものが図 3 である。工賃が 5 千円未満では全体の 50% が 20 時間未満であるが、工賃が高くなるほど就労時間も増え、3 万円以上では約 70% が 25 時間以上となっている。全体的には、時間が長くなるほど工賃があがるような傾向が伺える。

図 3 月額工賃別就労時間の構成比



また、平均就労時間と平均月額工賃の2つの指標について、平均就労時間を法定労働時間である40時間未満とし、さらに外れ値を除くため月額工賃が20万未満にデータを限定して縦軸に月額賃金、横軸に就労時間をとったものが図4である。全体の傾向としては就労時間が長いほど賃金が高くなるように見える。この図の縦軸を、1時間当たりの工賃（単価）に変えたのが図5であるが、図5では、全体がL字のような分布となっている。短い時間帯の縦長の上方部（A部分）では、平均就労時間が5時間前後で単価が高い事業所が分布しており、短時間高収入となっている。一方、単価の低い部分（B部分）は横軸に沿って広がり、30～40時間でも時間あたり工賃が500円以下の長時間低収入となっている。図5では、水平の分布は同じ工賃の場合を表しており、就労時間が長くなるにつれて月額工賃は多くなることを意味しているが、そのような分布がみられるのは単価が300円以下の場合であり、500円以上の単価となるとまばらに分布し、1,000円以上では3～7時間の短い時間帯に限られてしまっている。就労時間が短い方に高い単価がみられ、就労時間が長くなるほど低い単価が多くなる傾向がみられる。

このような単価の分布をみると、障害者が可能な限り高い単価で可能な限り就労した結果として平均月額約1万5千円という値が出ているのではなく、むしろ就労時間にあわせて月額工賃を特定の金額となるように調整されているように見受けられる。

図4 月額工賃×就労時間分散図

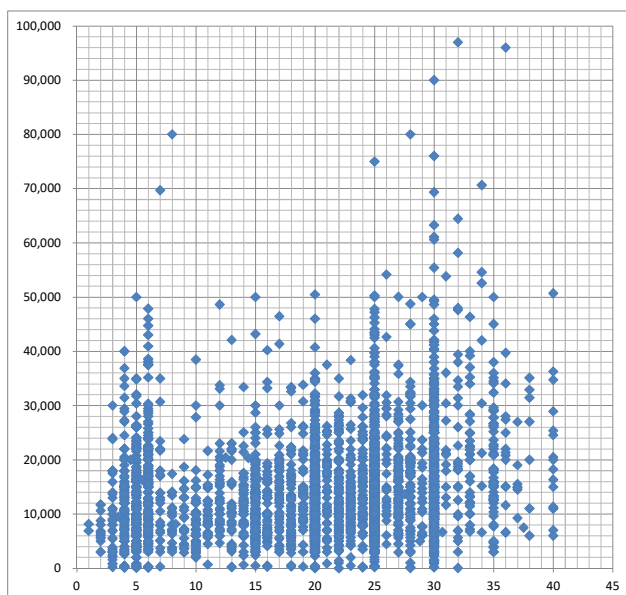
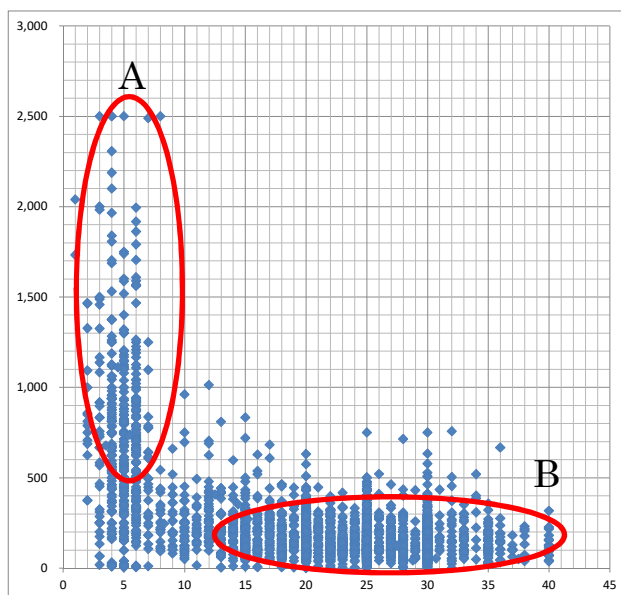


図5 1時間あたり工賃×就労時間分散図



一般的に、就労支援事業における工賃に関する指標としては、厚生労働省が発表する平均工賃のほか、経済的に自立した生活を営むために必要とされる金額として月額30,000円があげられる。この月額工賃30,000円が就労支援事業における1つの目標といえるが、現状では、その半額程度が平均値であり、今回の調査結果においても平均月額30,000円を超える事業所は全体の7%に過ぎない結果となっている。これまでも工賃が上がらない要因として数々の論点が提示されてきたが、本レポートでは、なぜ工賃が低い水準にとどまるのかに関連するこれまであまり議論されてこなかったいくつかの論点について考察を行ったものである。

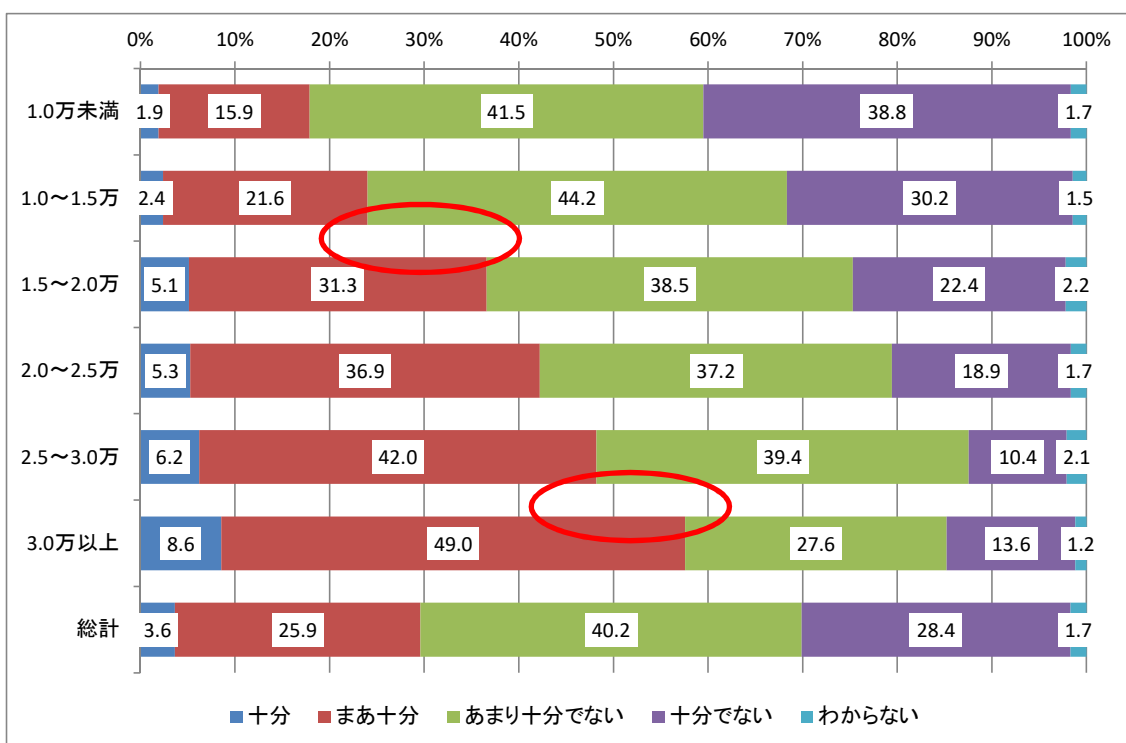
2. 事業所の意識上の制約（平均値・自立指標）

事業所は現状の工賃に対して、どのように思っているのかをたずねた設問「現在の支払い工賃についてどう思うか」の結果では、現状の支払い工賃を「十分」または「まあ十分」と考える事業者の割合は、29.5%と約3割であった。これを平均月額工賃階層別にクロス集計したところ、1.0万未満では17.8%

であったが、「2.0～2.5万」では50%を超え、「3.0万以上」では57.6%と約6割が十分であると考えており、工賃額が高くなるほど十分と考える事業所の割合が高くなっている。特に「1.0～1.5万」24.0%から「1.5～2.0万」36.4%の12ポイントの増加や、「2.5～3.0万」と「3.0万以上」間でも9.4ポイントの増加は、十分と考える割合の増加率が高くなっており、平均値や自立可能な最低工賃などの指標となる金額を超えることが、「十分」と考える一因となっているように見ることができる。

また、このような値の変化から、月額工賃の平均（1.5万）や月額工賃の一般的な目標金額（3万）を超えることによって、社会一般的には十分でない金額であっても、就労支援事業者という業界の基準からすると十分であるという評価につながっているものと考えられる。また、事業所間の横並び意識も、平均レベルの工賃が支払えたことで満足してしまう一因と思われる。

図6 月額工賃階級別現在の支払い工賃についてどう思うか



3. 利用者の意識的な制約（生活保護）

一方、利用者の意識について、自由回答では、生活保護を受けている利用者が工賃の向上を望まないケースがあることについての言及がいくつかみられた。生活保護受給者は最低生活費が支給されるが、勤労収入がある場合には一定金額を控除した残金分である収入充当額と最低生活費との差額が生活保護支給額となる。そして就労収入からの基礎控除では、勤労収入の月額15,000円までは全額控除となる。そのため生活保護を受給している利用者は、全額控除される上限額である15,000円までの工賃を望み、それ以上の工賃に対しての就労モチベーションを維持することが難しいのだとする回答がみられる（表1）。

表1 「生活保護」を含む自由回答の抜粋

自由回答
こういった意見を書くと、人によって生活保護受給の引き締めのために悪用されそうですが、工賃向上や就労意欲の低下の要因の一つには生活保護受給者に課せられる収入認定が挙げられると思います。働いても収入として認められることで、どんなにがんばっても金額が変わらないため意欲向上の足かせになっているように感じます。今後のことを考えれば、生活保護申請をしにくくするよりも、受給したのちに再度生活保護がなくとも生活できるように復帰させる取り組みが改めて必要だと感じています。
工賃向上を妨げていることについては生活保護費との関係がとても大きな部分でございます。
一生懸命に作業して現金でもらう工賃に大変喜んでくれますが、当事業所は生活保護の方が多く結局保護費を引かれることでやる気を無くす利用者もいます。たとえ保護費が減っても仕事をして手にする工賃の方が誇り高いものであること等をお話しています。
生活の安定化は必要だが、働かなくても収入があると（例：生活保護）全く働く意欲がなくなるケースが多い。
生活保護（所得税、消費税）、年金（障害年金、国民年金、厚生年金）、福祉サービス（介護保険、国民健康保険、社会保険）等の社会保障中で国民的不満が一番高いのが、年金よりも、生活保護のほうが高いというところを根本から解消しないといけない。生活保護受給者はB型事業所で働いても、1万5千円以上もらえば、生活保護費を引かれるというところから、働く意欲につながらない。多くのB型事業所は建物、車両、生産設備が一番お金がかかる部で、アイデアはあってもお金がなくて断念している部分があるので、そこに対してもっともっと充実した助成金が欲しい。
生活保護と工賃について、がんばって働いても減額をされるのは、何か変。

このような工賃に対する利用者の意識が統計上現れているのか、調査データを用いていくつかの集計をおこなってみたが、全体としてはっきりとした傾向をつかむことはできなかった。そこで、就労時間が15時間から40時間まで5時間づついくつかの時間を抽出して、その就労時間でちょうど月額15,000円になる単価を抽出し、就労時間別の分布状況を調べた結果が表2である。表2では、単価107円を除き各単価にてもっとも事業所数の多いのは「20時間」であったが、各単価で15,000円となる就労時間（黄色いセルの箇所）が「20時間」に次いで多い単価がいくつか確認された（単価125円の30時間、単価150円の25時間）。このようなことから工賃が15,000円以上に高くなることを望まない利用者が就労時間を調整する傾向は、全体統計に表れるほどではないにしても、そのようなケースが存在し、単価によってはかなり高い割合で発生していることが伺われる。

表2 単価別就労時間の分布状況

就労時間	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	15	16	17	18	20	21	22	24	25	27	28	30	35	40	総計	
93.75						1						1			7				1					1	11	
107.14					1					1											1		1			4
125				1			1	3	1		3		1	1	19		3	1	1			13		1	49	
150			1					4		1	1	1	1		17				17	1		7	1		52	
187.5		3												1	25			1							30	
250	3	2	3	2				5	2		2	2	1		11	1	2	1	3	2		6			48	
総計	3	5	4	3	1	1	1	12	3	2	6	4	3	2	79	1	5	3	22	3	1	26	2	2	194	

4. 工賃相場

B型事業所の平均値月額を平均就労時間で割った1時間当たりの工賃は169円であった。平成29年度の最低賃金は全国平均848円であることから、最低賃金の20%程度である。B型事業においては、内職などの軽作業が広く採用されている。内職をはじめとした事業所と企業との取引に関して工賃交渉等が難しいとの意見も自由回答に寄せられている（表3）。

表3 「工賃単価」を含む自由回答の抜粋

自由回答
企業から受注する工賃単価が低く、値上げ交渉しているがなかなか結びつかない交渉しすぎると、作業を切られる可能性もあるので、立場的にとても弱く感じる。
健常者と同じ製品を作ることができる能力を持っていても障害者であることで単価を下げられてしまう。能力的に問題なく品質も維持して不良を出すこともないが単価を上げてもらうことが難しい。こちらもアピールしているがなかなか理解してもらえない。我々施設職員側が企業に対する営業能力を高めていく必要があると思われる。
事業所に軽作業を提供している企業に対し、社会貢献への評価（助成等）がされることで工賃単価の向上がされるとよい。労働により工賃が得られることが、本人にも社会での役割、存在となる。
事業所の立地が良いため仕事は多いが、作業単価が低い。その原因として、依頼主である企業から直接作業が来るのではなく、下請、もしくは孫請けの作業となっていることである。直接依頼主の企業から仕事を受けることができれば、作業単価が上がり、現在の作業を続けながら工賃を上げることができると考える。直接依頼主の企業から仕事を受けるためのノウハウを知る必要があると思っている。
就労支援事業所だけでの努力（紹介による委託作業主に内職系）では単価も低い、地域の企業と行政と地域の事業所と一緒に繋がることで1次2次産業による作業委託ができるネットワークを構築していけば単価も向上し、さらに広がった作業改革にもなるのでは、事業所も努力も必要だが行政がもっと中間的な立場になった地域の企業との連携を担って欲しい！

内職などの労働時間や時給に関しては、厚生労働省による「家内労働実態調査」により、その概要を把握することができるが、平成29年度調査結果では、平均労働時間23時間 平均月額41,961円 平均時給516円であった。さらに、B型事業の平均値と比較した場合、労働時間はほぼ同じだが月額賃金では2.8倍、時給では3.0倍の差が生じており、一般に比べてB型事業所では単価設定がさらに低くなっていることが明らかである。

表4 就労支援家内労働者との比較

	平均労働時間／週	平均工賃／月	平均時給
家内労働	23時間	41,961円	516円
B型事業	22時間	14,847円	169円

上記のように一般を対象とした家内労働でさえ、その時給は最低賃金のレベルに達していない。これは、家内労働の工賃を決定する要素として、「工賃相場（世間相場）」53.7%がもっとも多く、次いで「納入価格や利益」37.8%が続き、第3位に「最低工賃」14.6%が上がっていることからわかるように、最低工賃に対する配慮が低いことに起因している。内職は設備投資や技術を必要とせず、職能指導も専門知識や業界知識がなくとも取り組みやすいため、多くのB型事業所で仕事として取り入れているため、就労支援事業の工賃相場形成に大きな影響を及ぼしてきたものと考えられる。しかしながら、家内労働の工賃設定基準自体が、最低賃金を考慮して設定されているのではなく、世間相場や企業利益などの観点から工賃の金額が決まっており、このような低い工賃設定が就労支援事業の基準となり相場を形成したものと考えられる。

5. まとめ

本レポートでは、3つの論点について取り上げたが、これまで考えられてきた以上に様々な要因が絡んで工賃向上の妨げとなっていることをうかがい知ることができたのではないだろうか。内職などの業務は、そもそもの工賃設定が最低賃金を考慮していないため、法定労働時間である40時間を就労したとしても平均で27,000円と経済的自立可能な目標値の30,000円に満たない工賃相場を形成し、維持される基盤となっているように見受けられる。また、このような低水準からの工賃の向上を目指している

のだが、自立可能な工賃（30,000円）という目標に向かっていく前段で、工賃の平均値を超えたことや平均額を支払えたことに満足してしまうような業界全体の横並意識が、さらなる工賃向上への意欲を低減させている可能性も考えられる。さらに近年では、B型事業の平均工賃と生活保護の控除額とが近似してきており、利用者の就労に対するインセンティブを高め維持していくことも切実な課題として解決していかなければならないといえる。

今後は上記の課題をさらに明らかにするため、またこのような課題を含めて工賃向上に向けてより実態に即した提言ができるようにするためにも、就労支援事業者や利用者のさらなる自体や意識を把握する調査に取り組むことが必要であるものとする。